【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（免許審査基準）

**第百五十六条の二十五**　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ　取締役会

ロ　監査役又は委員会

三　免許申請者が第二十九条の四第一項第一号ロに該当する者であるとき。

四　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五　免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

六　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（免許審査基準）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ　取締役会

ロ　監査役又は委員会

三　免許申請者が第二十九条の四第一項第一号ロに該当する者であるとき。

四　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項の規定により第八十条第一項の免許を取り消され、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二の免許を取り消され、若しくは次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により前条第一項の免許を取り消され、又は第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消され、若しくは第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五　免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

六　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（改正前）

（新設）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ　取締役会

ロ　監査役又は委員会

三　免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

四　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五　免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

六　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本金の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　免許申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ　取締役会

ロ　監査役又は委員会

三　免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

四　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

五　免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

六　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（改正前）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

（二　新設）

二　免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　免許申請者が資本の額が第百五十六条の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　免許申請者が第二十八条の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三　免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五　免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（改正前）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役又は執行役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項、次条において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】（平成14年5月29日法律第45号）

（改正後）

第百五十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役又は執行役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項、次条において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百五十三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （平成14年6月12日法律第65号に含む）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百五十三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　金融再生委員会は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第百五十六条の四　金融再生委員会は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力　に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百五十六条の四　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】

（改正後）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第百五十六条の四　大蔵大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一　申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二　申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三　申請者が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消され、又は第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四　申請者がその役員のうちに次のイからハまでの一に該当する者のある会社であるとき。

イ　第三十一条第一項第九号イからホまでに掲げる者

ロ　証券金融会社が第百五十六条の十二の規定により免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消の日から五年を経過するまでのもの

ハ　第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分のあつた日から五年を経過するまでのもの

五　申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

（改正前）

（新設）